

薬物使用予防に関する国際基準 International Standards on Drug Use Prevention

2013年、国連薬物犯罪事務所(UNODC)と世界保健機関(WHO)は、2018年、「薬物使用予防に関する国際基準 International Standards on Drug Use Prevention」第2版を公表した。改訂された国際基準では、薬物使用予防に関して、制御された条件下で有効性があるか(有効性 Efficacy) または現実の社会状況下で効果があるか(有用性 Effectiveness)、が科学的根拠によって示された基準となるべき学齢期の児童生徒に対する介入プログラム(薬物乱用防止教育)の特性を以下のようにまとめている。

1. 社会的能力および社会的影響を基盤とする予防教育プログラム：

<有効性 Efficacy・有用性 Effectiveness がある予防教育プログラムの特性>

- ◎双方向・参加型手法を用いている。
- ◎一連の構造化セッション(通常は10～15セッション)を通じて実施され、週に1回行われ、多くの場合、複数年にわたる追加セッションを提供している。
- ◎トレーニングを受けた指導者が担当している。
- ◎薬物使用に関連して、特に対処、意思決定、抵抗スキルなど、幅広い個人的および社会的スキルを実践し、学ぶ機会を提供している。
- ◎薬物使用の急性影響(直近の影響)を強調し、薬物使用に関連するリスクの認識を変えることを目指している。
- ◎薬物使用に関連する規範や期待(あこがれ)に関する誤解を払拭している。

<有効性 Efficacy・有用性 Effectiveness が欠ける予防教育プログラムの特性>

- ✖主要な戦略として講義のみであるような双方向ではない方法を用いている。
- ✖単に情報を与えることに大きく頼り、特に恐怖を引き出そうとする。
- ✖構造化されていない対話セッションに基づいている。
- ✖自尊心(セルフエスティーム)と情緒教育の構築のみに焦点を当てている。
- ✖倫理的、道徳的な意思決定または価値感のみに向かわせようとしている。
- ✖薬物経験者を使い、その個人的な経験を証言させている。

2. 薬物使用に関する学校の方針：

<有効性 Efficacy・有用性 Effectiveness がある学校方針の特性>

- ◎通常学校の機能を支援し、混乱させない。
- ◎方針作成には、すべての利害関係者(生徒・学生、教職員、保護者)が関与する。
- ◎方針が適用される場所(学校の施設)および/または機会(学校機能)を指定するとともに、明確に対象となる薬物・化学物質を指定している。
- ◎学校の全員(生徒、教師、職員、訪問者など)、またすべての精神活性物質(たばこ、アルコール、薬物)を対象としている。
- ◎処罰ではなく、カウンセリング、治療、その他の医療や心理社会的サービスを

提供または紹介するなど、前向きな制裁（対処）を通じて方針の違反に対応している。

◎方針の遵守に向けての積極的な強化を含め、一貫した迅速な実施を行っている。

<有効性 Efficacy・有用性 Effectiveness が欠ける学校方針の特性>

✖抜き打ちの薬物検査を含んでいる。

我が国の学校における喫煙、飲酒を含む薬物乱用防止教育は、学習指導要領によって基本的枠組みが示され、新しい薬物使用予防の国際基準に照らし合わせても、そのほとんど部分で国際基準を満たしていると思われる。しかし、下線を付した項目は、国際基準に照らしあわせてまだ不十分であり、これらを改善あるいは充実させることも重要である。また、国際基準では、有効性 Efficacy・有用性 Effectiveness が欠けるとされた特性をもつ予防教育プログラムや学校方針は効果がないばかりでなく、薬物への興味を駆り立てたり、薬物の危険を甘く感じさせたり、あるいは烙印押しや偏見などのネガティブな影響をもたらす可能性があることに注意を喚起している。我が国の薬物乱用防止教育では、この点についても改めて見直す必要があると思われる。

https://www.unodc.org/documents/prevention/UNODC-WHO_2018_prevention_standards_E.pdf

より 勝野真吾* 要訳

* JYHL 理事長